

開発指定区域の 区域変更について

令和7年9月25日（木）
三木市上下水道部庁舎
2階 第1会議室

開発指定区域について

兵庫県都市計画法施行条例第4条に基づく区域の指定を受けた区域内で、市街化調整区域における建築制限の一部を緩和する制度です。

三木市の指定状況について

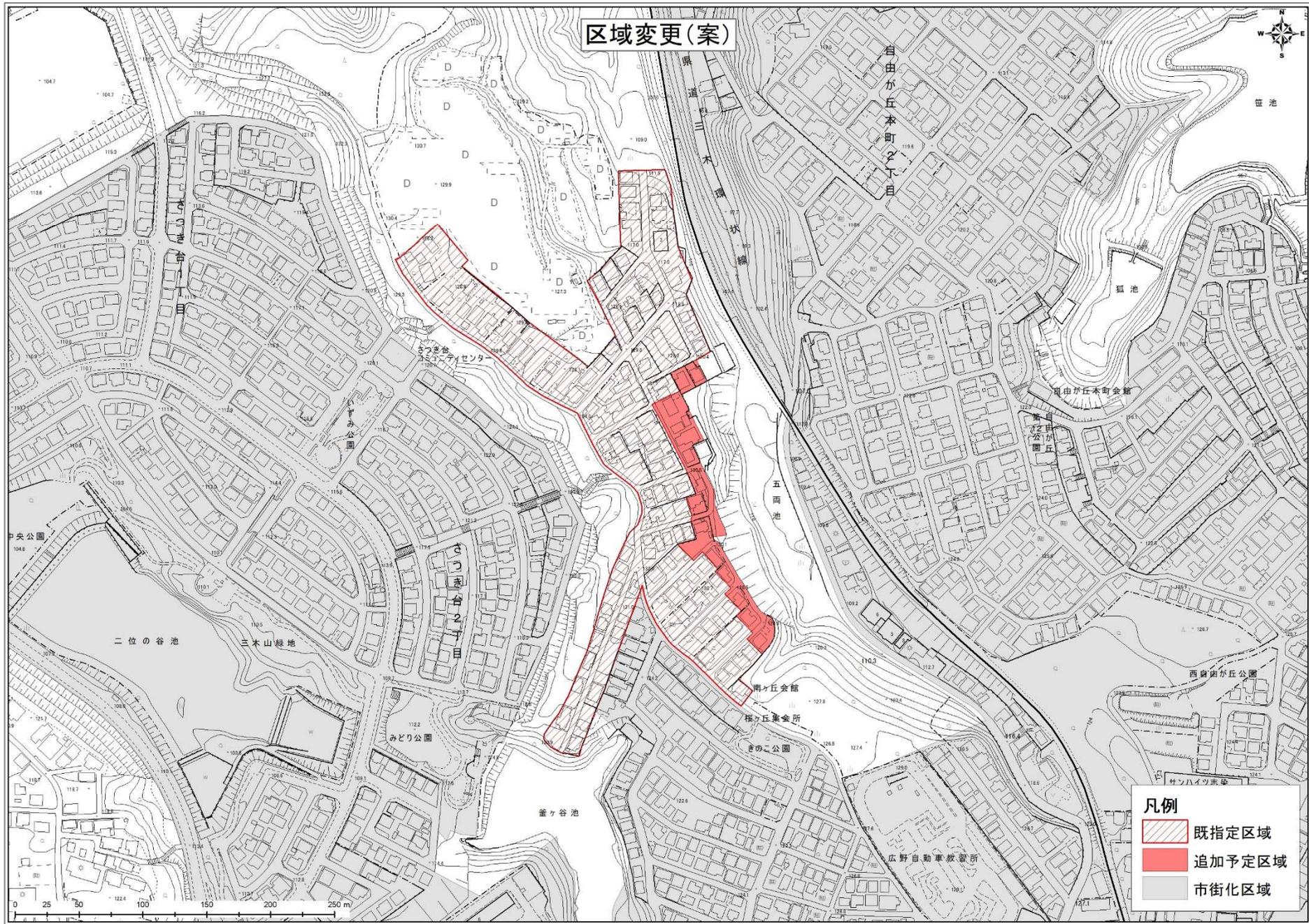
南ヶ丘・桜ヶ丘地区の区域は、兵庫県知事から平成25年3月29日に指定を受けて運用を開始しています。

開発指定区域内で建築できる建築物

開発指定区域内では、市街化調整区域ですが、誰でも住宅等を建築できます。

- ① 住宅
- ② 兼用住宅
- ③ 学校、図書館その他これらに類するもの
- ④ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ⑤ 老人ホーム、保育所、身体障害福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑥ 公衆浴場
- ⑦ 診療所
- ⑧ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な施設
- ⑨ 前各号に付属するもの





開発指定区域について

【区域変更スケジュール】

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市			都市計画審議会				都市計画審議会 (諮問・答申)		
県				関係機関との調整	開発審査会 (事前協議)	県案の作成 県案の縦覧		開発審査会 (付議・議決)	指定の告示